

第四章 社員の待遇

一 社員構成

当社再建が確実になった昭和二十六年から三十年の五年間は、各業務の発展に伴い従業員の数も、逐年増加して行った。昭和三十一年一月末の従業員数は次のようである。

従業員数（除工員）（三十一年一月末現在）

店名	人員
本店	647
名古屋支店	92
大阪支店	104
京都支店	71
神戸支店	67
岡山出張所	19
福岡支店	91
仙台支店	64
札幌支店	80
金沢出張所	10
丸之内出張所	20
日暮里工場	12
青戸工場	4
合計	1,281

男女職員数の比率は、本・支店とも何れも女子は男子の半数強、平均年齢は男子三十一歳、女子二十四歳、平均勤続年数は男子一〇年、女子三・九年である。

二 給与の変遷

昭和二十五年六月に勃発した朝鮮戦争による特需インフレは、昭和二十四年以來の物価の下落と賃金の安定上昇との均衡に破綻をもたらし、そのため当社も毎年三月に行う基本給の定期昇給のほかに、昭和二十六年六月、翌二十七年十二月に基本給の臨時昇給を行った。

一方、基本給に対する諸手当の倍率改正を以下に行った。昭和二十六年三月、給与総額を基本給一・物価手当三・精勤手当一・恒産手当一倍とし、給与総額を基本給の六倍とした。同年六月臨時基本給昇給に際して、物価手当を基本給の二・五倍に改正、同年十一月には物価手当の倍率に地域差を設けた。甲地（東京・横浜・京都・大阪・神戸）は基本給の四倍、乙地（甲地以外の地域）は基本給の三・七倍とした。

昭和二十七年六月には物価手当を甲地は基本給の三・五倍、乙地は同じく三・三倍にし、更に同年十二月には甲地三倍、乙地二・八倍と改正した。昭和二十九年三月、精勤手当を廃止、物価手当では乙地を基本給の二・八五倍に改正した。

このように基本給・諸手当の度々の改正は、国家公務員給与ベースの引上げをはじめとする世間一般の引上げ回数をはるかに上廻り、改善の熱意、先行性において社員生活の安定について社が常に心を砕いていたことを語るものである。

一方、朝鮮動乱の膠着による特需ブームの終息、平和条約発効を期とする自立経済への指向等、昭和二十八年後

半から表面化した国際収支の悪化に伴う緊縮政策への転換基調が本格化する中で、なお所得消費の戦前水準への回復が達成されたが、これを期に当社でも、昭和二十九年の昇給時から定期昇給を軸とする三カ年基本給整備計画の実施に入った。

昭和二十六年—三十年間の初任給の推移は、次の通りである。

(単位円)

年 度	学 歴	
	基本給 倍率	新制 業 者
昭和二十六年	六・〇	四、五六〇
昭和二十七年	六・〇	五、七六〇
昭和二十八年	六・〇	五、七六〇
昭和二十九年	五・〇	五、九〇〇
昭和三十年	五・〇	六、二五〇
		旧制 業 者
		卒 業 者
		卒 業 者
		新制 業 者
		卒 業 者
		旧制 業 者
		卒 業 者
		新制 業 者
		卒 業 者
		旧制 業 者
		卒 業 者

なお退職金給与規定は、昭和二十三年制定の服務規定中の退職金給与規定に若干の改正を加えただけで、支給率その他には変更はなかった。

三 丸善健康保険組合の設立

昭和十五年六月一日、職員健康保険法実施によって当社は職員健康保険組合に加入していたが、昭和三十年丸善健康保険組合を設立、組合員は当社と子会社の株式会社丸善洋物卸店・丸善製品販売株式会社の従業員で構成され

た。

それに先立ち、昭和二十八年三月七日から本社九階に医務室（医師高島博）を開設し、社員の日常保健に注意している。